

鳥取県支え愛交通安全条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 障がい者の交通安全（第3条―第5条）
- 第3章 高齢者の交通安全（第6条―第9条）
- 第4章 子どもの交通安全（第10条・第11条）
- 第5章 自転車の交通安全（第12条―第17条）
- 第6章 交通安全教育の推進（第18条）
- 第7章 交通環境の整備等（第19条―第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障がい者、高齢者及び子ども並びに自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）の道路交通の安全（以下「交通安全」という。）の確保に関し、配慮し、又は遵守すべき事項を定めるとともに、交通安全教育に係る県、学校等、事業者及び県民の責務並びに交通環境の整備に係る県の責務を明らかにすることにより、交通安全の確保に向けた取組を進める機運の醸成を図り、もって交通事故のない鳥取県の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）身体障害者標識 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第71条の6第2項に規定する内閣府令で定める様式の標識をいう。
- （2）聴覚障害者標識 法第71条の6第1項に規定する内閣府令で定める様式の標識をいう。
- （3）思いやり運転 相手の状態を認識し、それに配慮しながら運転することをいう。
- （4）高齢運転者標識 法第71条の5第3項に規定する内閣府令で定める様式の標識をいう。
- （5）子ども 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- （6）幼児用補助装置 法第71条の3第3項に規定する幼児用補助装置をいう。

第2章 障がい者の交通安全

（障がい者の安全な通行の確保）

第3条 県民及び事業者（以下「県民等」という。）は、道路を通行する全ての障がい者に対して、その安全な通行を妨げないようにするとともに、次項から第4項までの規定によるほか、それぞれの障がいの特性に応じた配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。

- 2 県民等は、白色若しくは黄色のつえを携え、又は盲導犬を連れた視覚障がい者の通行への危険又は支障があると認めるときは、当該視覚障がい者に対して、危険があることを知らせるために声をかけ、誘導その他の補助を必要としているかを尋ねるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。
 - 3 県民等は、聴導犬を連れた聴覚障がい者の通行への危険又は支障があると認めるときは、当該聴覚障がい者に向かい合って動作により危険があることを知らせ、誘導その他の補助を必要としているかを尋ねるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。
 - 4 県民等は、車いすを利用している身体障がい者の通行への危険又は支障があると認めるときは、当該身体障がい者に対して、危険があることを知らせるために声をかけ、介助その他の補助を必要としているかを尋ねるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。
 - 5 県は、県民等による障がい者の交通安全を確保するための配慮が活発に行われるよう啓発を行うものとする。
- #### （車両接近通報装置の搭載及び使用）

第4条 県民等は、車両接近通報装置（自動車の存在又は接近を音声その他の方法で周囲にある者に知らせる装置をいう。以下同じ。）の搭載が可能な自動車を購入する場合には、これを搭載するよう努めるものとする。

2 県民等は、車両接近通報装置が搭載されている自動車を使用するときは、これを適切に使用するよう努めるものとする。

3 県は、県民等による車両接近通報装置の搭載及び使用の啓発を行うものとする。

(身体障害者標識等表示車に対する配慮)

第5条 県は、身体障害者標識及び聴覚障害者標識の表示の普及に努めるとともに、これらを表示している自動車に対する思いやり運転が行われるよう啓発を行うものとする。

第3章 高齢者の交通安全

(高齢者の安全な通行の確保)

第6条 県民等は、道路を通行する全ての高齢者に対して、その安全な通行を妨げないようにするとともに、歩行し、又は自転車を利用する高齢者の通行への危険又は支障があると認めるときは、当該高齢者に対して、危険があることを知らせるために声をかけ、誘導、介助その他の補助を必要としているかを尋ねるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。

2 県は、県民等による高齢者の交通安全を確保するための配慮が活発に行われるよう啓発を行うものとする。

(高齢運転者標識表示車に対する配慮)

第7条 県は、高齢運転者標識の表示の普及に努めるとともに、これを表示している自動車に対する思いやり運転が行われるよう啓発を行うものとする。

(夜間における歩行者用反射材用品の着用の推進)

第8条 高齢者は、夜間に道路を歩行するときは、歩行者用反射材用品（自動車の前照灯その他の照明を反射することによって歩行者の存在を周囲にある者に知らせることができる物をいう。以下同じ。）を着用するよう努めるものとする。

2 県は、高齢者が歩行者用反射材用品を着用するよう啓発を行うものとする。

(自らの身体機能等の状態の把握)

第9条 高齢者は、自らの身体機能又は認知機能の状態を把握するよう努めるとともに、必要に応じて、医療関係者、関係行政機関その他の適切な者から運転に際して注意すべき事項その他の安全に道路を通行するために気をつけるべき事項についての助言を受けるよう努めるものとする。

2 県は、運転を行う高齢者の交通安全を確保するため、加齢に伴う身体機能又は認知機能の低下が運転に及ぼす影響についての啓発を行うものとする。

第4章 子どもの交通安全

(子どもの安全な通行の確保)

第10条 県民等は、歩行し、又は自転車を利用する全ての子どもの安全な通行を妨げないようにするとともに、子どもの通行への危険又は支障があると認めるときは、当該子どもに対して、危険があることを知らせるために声をかけ、必要に応じ、誘導し、注意を促すなどの安全な通行のための配慮を行うよう努めるものとする。

2 県は、県民等による子どもの交通安全を確保するための配慮が活発に行われるよう啓発を行うものとする。

3 県は、幼児用補助装置の使用についての啓発を行うものとする。

(通学路等の安全の確保)

第11条 通学路その他の子どもが日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路となっている道路（以下「通学路等」という。）を管理する者、子どもの教育に関係する機関、子どもの保護者、地域の住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署の長は、連携して通学路等における交通安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 自転車の交通安全

(自転車利用者の安全な通行の確保)

第12条 自動車を運転する者は、自転車利用者の安全な通行への配慮に努めるとともに、自転車との安全な車間距離の確保その他の適切な運転操作を行うよう努めるものとする。

(歩行者等に対する安全配慮)

第13条 自転車利用者は、自転車の利用に関する法令を遵守するとともに、歩行者、他の自転車利用者又は自動車の安全な通行に支障を及ぼすことのないよう努めるものとする。

(技能等の習得)

第14条 県民等は、交通安全を確保するために必要となる自転車に適正に利用するための技能及び知識の習得に努めるものとする。

(自転車損害賠償保険等の加入)

第15条 自転車利用者は、自転車の利用に係る交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済（以下「自転車損害賠償保険等」という。）に加入するよう努めるものとする。

2 子どもの保護者は、子どもに自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものとする。

3 事業者は、事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものとする。

4 自転車の貸付けを業とする者は、自転車を客に利用させるために貸し付けるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものとする。

5 自転車の小売を業とする者は、自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するとともに、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(自転車利用時の安全対策)

第16条 自転車利用者は、乗車用ヘルメットをかぶるなど、自転車を利用する際の安全対策に努めるものとする。

2 子どもの保護者は、子どもに自転車を利用させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めるものとする。

(安全かつ適正な利用の推進)

第17条 県は、自転車損害賠償保険等への加入、乗車用ヘルメットの着用等、自転車の安全かつ適正な利用が行われるよう啓発を行うものとする。

第6章 交通安全教育の推進

第18条 県は、県民等の交通安全に対する意識の高揚を図るため、交通安全又は教育に関係する機関及び団体と連携して交通安全教育を推進するものとする。

2 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び専修学校その他これに類する施設を設置し、又は管理する者は、幼児、児童、生徒及び学生（以下「児童等」という。）の成長段階に応じた交通安全教育を実施するよう努めるとともに、児童等が地域における交通安全に関する活動に参加できるよう努めるものとする。

3 県民等は、家庭又は事業所における交通安全教育に努めるとともに、地域における交通安全に関する活動に参加し、又は配慮するよう努めるものとする。

第7章 交通環境の整備等

(交通安全を確保するための施設の整備)

第19条 県は、市町村及び国と連携して道路及び交通安全施設の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(移動等円滑化の推進)

第20条 県は、道路交通に係る移動等円滑化（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第1項第2号に規定する移動等円滑化をいう。）の推進に努めるものとする。

(自動車の安全な運転支援等技術成果の啓発)

第21条 県は、自動車の安全な運転の支援又は交通事故が発生した場合における被害の軽減に資する技術に関する研究開発の成果についての啓発を行うものとする。

(財政上の措置)

第22条 県は、交通安全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。